

## 質問回答書

業務番号	まち技(委)第8-17号
業務名	令和8年度 市町道路橋定期点検（地域一括発注）業務《中播磨地域(その1)》

番号	設計図書頁等	質疑内容	回答
1	工事費内訳書	電子成果品作成費について、計上されていないと考えてよろしいでしょうか。計上されている場合、その他設計業務の算出式にて算出されていると考えてよろしいでしょうか。	見積りを徴収して作成した積算基準に含むものとして、計上していません。
2	工事費内訳書	電子成果品作成費が計上されている場合について、各市町村個別の直接人件費に計算式で算出し、合算しているのでしょうか。または、全ての市町村の直接人件費合計に計算式で算出しているのでしょうか。正しい計算方法をお示しください。	回答1の通りです。
3	工事費内訳書	電子成果品作成費が計上されている場合について、各市町村個別の直接人件費に計算式で算出し、合算している場合は上限250,000円は各市町村個別となるのでしょうか。その場合は合算した合計の電子成果品作成費には上限は適用されないのでしょうか。	回答1の通りです。
4	中播磨地域その1 再委託業務設計書 頁0-0002/0004	直接人件費は、姫路市・福崎町の各設計書で算出したそれぞれの直接人件費を、端数処理せずに合算すると考えてよろしいでしょうか。 また、合算した直接人件費について、その他原価を算出する際に千円未満切捨ての端数処理は行われていますか。	各市町の設計書で算出したそれぞれの直接人件費を合算した金額に対して算出しています。 合算の際に端数処理は行っていません。
5	中播磨地域その1 再委託業務設計書 頁0-0003/0004	直接経費は、姫路市・福崎町の各設計書で算出したそれぞれの直接経費を、端数処理せずに合算すると考えてよろしいでしょうか。 また、合算した直接経費について、予定価格算出の為に千円以下切捨ての端数処理は行われていますか。	各市町の設計書で算出したそれぞれの直接経費を合算した金額に対して算出しています。 合算の際に端数処理は行っていません。
6	積算参考資料	高所作業車の採用単価は【建設機械等損料表（（一社）日本建設機械施工協会）による】と記載ございますが、「令和7年度版」を採用すると考えてよろしいでしょうか。 また、計上する単価は「換算値運転1時間当たり損料(13)」と考えてよろしいでしょうか。	「令和7年度版」です。 積算基準の運用（積算参考資料1）令和7年度兵庫県土木部にに基づき、計上しています。
7		・設計におかれまして、予定価格及び調査基準価格の端数処理でございますが、予定価格が1億を超えた場合、10万円止めとされていますでしょうか。 相違する場合は、端数の処理方法をご教示下さい。	最低制限価格等に関する問い合わせについては、回答しておりません。
8		・本業務の旅費交通費及び電子成果品作成費は、当初積算に含まれないで契約後、設計変更予定でしょうか。	見積りを徴収して作成した積算基準に含むものとして、計上していません。
9		橋梁点検車、高所作業車の軽油の単価は、令和8年4月期の単価でしょうか。また、スタンド給油でしょうか、それともパトロール給油でしょうか。	設計図書に添付している積算参考資料、総括情報表の単価適用年月日で確認してください。 軽油の規格はパトロール給油 小型ローリーまたは2～4 k L 積載車 給油 です。
10		高所作業車で用いる、建設機械等損料表（（一社）日本建設機械施工協会）は令和7年度を用いているのでしょうか？令和8年度版でしょうか？	回答6の通りです。
11	積算参考資料	軽油について、土木工事積算単価表（兵庫県 土木部）に記載の軽油とは、スタンド給油・パトロール給油どちらの単価を採用しておりますでしょうか。	回答9の通りです。
12	積算参考資料	軽油の単価について、土木工事積算単価表（兵庫県 土木部）に基づき、積算資料と建設物価を用いると存じますが、両者の平均か最安値か、どちらを採用単価としておりますでしょうか。	土木工事積算単価表（兵庫県 土木部）の通りです。
13	工事費内訳書 頁0-0002/0004及び 頁0-0003/0004	本業務の積算においては、各市町の設計図書で算出したそれぞれの直接人件費、直接経費を合算した金額にて算出しているという認識でよろしいでしょうか。	各市町の設計書で算出したそれぞれの直接人件費、直接経費を合算した金額に対して算出しています。
14	積算参考資料	高所作業車の採用単価は建設機械等損料表（（一社）日本建設機械施工協会）によると存じますが、「換算値運転1時間当たり損料を採用しておりますでしょうか。 また、建設機械等損料表は令和8年度版を使用しておりますでしょうか。	回答6の通りです。
15	設計図書 橋梁一 覧 金抜き設計書	各橋梁の点検方法が明示されており、それに基づいて金抜き設計書にて機械器具費が計上されていると存じますが、現地踏査などの結果、当初計上されている点検方法から変更する必要が生じた際は設計変更の対象になりますでしょうか。	発注者との協議の上、対応します。